

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和4年1月時点）	関係課
(1) 4	R3.11.10 名立区	SNSに接することができない市民は情報過疎になっている。その点について、行政に理解してほしい。議会としてもチェックしてほしい。	SNSについては、時代がそうようになってきている一方で、SNSに接することが難しい方もいる。行政側に伝えていきたい。	<p>広報上越をはじめ町内会を通じた各種配布物の全戸配布・班回覧など紙媒体を通じた情報発信だけでなく、報道機関を通じた情報発信など、あらゆる手段を用いながら市政情報を発信しています。</p> <p>令和2年度に開始したSNSの市公式アカウントによる市政情報の発信は、インターネットの普及により市民の情報収集の手段が多様化している実態を踏まえ、従前から実施している各種広報媒体や報道機関を通じた情報発信に加えて、情報発信強化の取組として新たに開始したものでありますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>	広報対話課
(2) 5	R3.11.10 名立区	広報上越について、なぜ月2回から月1回に変更になったのか理由が不明確である。月1回に変わったことで、市民団体が市民に的確に情報を伝えられない、ということが出てきている。また、原稿の締切日が早い。それは市内部の決裁に時間を要するためと聞いた。市民目線に立って考えていただきたい。	原稿締切が早い現状は理解する。行政側に伝えていきたい。	<p>広報上越の発行回数については、インターネットの普及により市民の情報収集の手段が多様化している実態を踏まえ、市の情報発信の手段や媒体ごとの対象を整理してきた中で、令和2年度から月1回としたものであり、合わせて、令和2年7月からソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）のLINEとTwitterに、同年11月にはYoutubeにそれぞれ市公式アカウントを新たに開設し、情報発信の強化を図っています。</p> <p>広報上越発行の目的は、市政に関する事項を市民に周知し、行政に対する理解を深める事であることから、市民団体等による情報の掲載については、市が共催または後援をする事業について、依頼に基づき、限りある紙面の中で掲載が可能な範囲で掲載しています。</p> <p>なお、各号の掲載依頼締切日の設定に関しては、原稿の作成・編集作業、原稿の確認、印刷及び町内会ごとの梱包作業など、広報の作成から配布までの一連の作業に要する時間を考慮し設定しています。</p>	広報対話課
(3) 6	R3.11.6 浦川原区	なおえつ うみまちアートが開催され、区内の閉校した校舎から校具が持ち出され、競売されたとのことである。区民はそれらの学校に対して、後援会員として世帯ごとに負担している。売上げを少しでももらえないか。	即答できないので、議会報告会の回答のルールに沿って後日回答する。	<p>現在、小学校の廃校に伴い不要となった備品は、利用可能な物は他の学校で使用し、それ以外は廃棄する取扱いとしています。旧末広・旧中保倉小学校の備品についても、同様の取扱いをしており、「なおえつ うみまちアート」では廃棄予定であった備品に限り、必要な手続きを行った上で活用したところです。</p> <p>これは、同事業に参加した作家から、使われなくなった物をアート作品として再生するというアップサイクルを表現するため、学校で不要となった備品を活用したいという申出を受け、市もその考えに賛同し、身近な題材として廃校から間もない旧末広・旧中保倉小学校の廃棄予定備品の活用が適当と考え、提供したものです。</p> <p>また、制作した作品は利益を得るための販売ではなく、まちの未来を担う子どもたちの芸術・美術活動に役立ててほしいという作家の希望を踏まえ、同イベントで同様の思いを持って主体的に活動された直江津地区のまちづくり団体への寄附を条件に、事業終了後、作品の一部が希望者に譲渡されたものです。</p> <p>なお、寄附金の受領団体では、作家の意向を踏まえ子どもたちの取組を支援することとしていますので、浦川原区の子どもたちへも還元できるよう意見があったことをお伝えします。</p>	企画政策課

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和4年1月時点）	関係課
(4) 7	R3. 11. 6浦川原区	浦川原区などの高校生は、十日町市や六日町に通っている。ほくほく線があるので乗換えがないからだ。高田には乗換えが不便で進学しない。マイルールとして残していかなくてはならない。協力してほしい。	ほくほく線については、いかに維持していくかを行政に求めている。支援策については、ぜひ提言をしてほしい。	ほくほく線は、移動手段を持たない市民や、市域を超えて通学する学生を中心に、市民生活の移動手段として利用されています。このような状況に鑑み、ほくほく線は維持していくべきものと考えており、昨年9月、県、沿線市町、北越急行による協議会を立ち上げ、事業継続が可能な経営体制を確立するための方策、方向性を協議しているところです。	交通政策課
(5) 8	R3. 11. 10名立区	北越急行とえちごトキめき鉄道の経営が厳しい。今後どうなるのか。	北越急行もえちごトキめき鉄道も経営困難な状況にある。沿線市や県が地域住民の交通機関として守り抜くために、適切な支援をしていかななくてはいけない。大きなお金がかかるところには、県や国、JR等が支援をしていくべきだと思う。先日、えちごトキめき鉄道の鳥塚社長の講演を聞いた。コロナ、大雪、また新駅設立などにより、大きな負担を強いられ、会社の総資産も少なくなってきている。公が資金を出すなどして維持管理をしないとイケない状況になると思う。	地域鉄道は、市民の通勤・通学等に不可欠な公共交通であり、地域と地域を結ぶネットワークとして将来にわたり維持していくことが必要と考えており、えちごトキめき鉄道、北越急行ともに事業者、県及び沿線自治体による協議会を立ち上げ、今後の経営改善や行政支援についての協議を行っているところです。 また、将来にわたり鉄道施設の維持管理を、事業者自体や沿線自治体による支援のみで対処していくことは困難であるため、国に対して、支援制度の拡充や補助金の確実な予算確保等を継続して要望してまいります。	交通政策課
(6) 9	R3. 11. 8大瀧区	公の施設の適正配置計画で温浴施設が対象となっており、大瀧区でも鶴の浜人魚館をどうしていこうか議論になっている。市でもサウンディング型市場調査を行っているが、結果について市民には何も知らされていない。手を挙げた民間事業者は温浴施設をどう活用していくのか、積極的な案を示しているのか。	サウンディング型市場調査の結果については、行政にしっかりと伝えて、報告できるようにしたい。	令和元年度に実施した鶴の浜人魚館のサウンディング型市場調査の結果については、施設のリニューアルやコンセプトの転換による集客、施設譲受のうえ民間事業者による運営などの提案があったことを令和2年1月21日から令和3年3月31日まで市ホームページで公表するとともに、令和2年1月23日に開催した大瀧区地域協議会において説明しています。 なお、令和2年度、3年度においても他の施設のサウンディング型市場調査を実施していますが、結果はいずれも市ホームページで公表するとともに、施設が立地する自治区の地域協議会において説明しています。	施設経営管理室
(7) 15	R3. 11. 6浦川原区	町内の唯一の防災士が死去したので、自分が資格を取った。行政との意思交換が必要だと思う。	行政に伝える。	個々の防災士との意見交換はしていませんが、防災士が所属している上越市防災士会の役員と適宜意見交換し、市と防災士会が連携しながら防災事業を展開しているところです。 防災士の皆さんにおかれましては、自主防災組織等の防災活動方法など不明な点がありましたら、ご相談いただきたいと思います。	市民安全課

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和4年1月時点）	関係課
(8) 16	R3. 11. 8大 潟区	各戸に配布されたハザードマップで使用された地図もそうだが、大潟区の小学校の子どもたちを案内するため地図が欲しいと言ったら、2008年に撤去された波浪観測所の栈橋が残ったままの昔の地図が出された。特にハザードマップで古い地図が使用されていることは市としてどうなのか。高田地区は新しくなっているようだが13区の地図は更新されている様子がない。上越体操場ジムリーナすら載っていない。3年に一度、5年に一度でも良いが、改正する際にはきちんと最新の地図を利用してほしい。	この件に関しては全くもっておっしゃるとおりだと思う。なぜ新しい地図が使われなかったのかという理由は今この場では分からないが、ごもっともな意見であり、なぜ古い地図を使ったか、どれくらいの期間で修正できるのかなどしっかり行政に伝えてだしていく。	市の洪水ハザードマップは、国又は県が公表している洪水浸水想定区域図等に基づき作成しており、ご意見のあった令和3年8月改訂の洪水ハザードマップについては、国及び県が平成29年度までに調査・公表した関川の洪水浸水想定区域のデータをメインに作成しているため、市でも平成29年の地図データ(国土地理院基盤地図情報)を使用しているものです。 今後、洪水ハザードマップを全面改訂する際には、国や県に、洪水浸水想定区域図等の調査年度と使用地図の作成年の妥当性を協議しながら、最新の地図情報となるよう工夫します。	危機管理課
(9) 17	R3. 11. 6浦 川原区	飯室の消火栓ボックスが劣化している。総合事務所に相談したが、町内会で直すのが当たり前だと言われたため、町内会で対応しているが、負担が大きいと1年に1か所しか直せない。市の補助金等はないのか。ホースが2本しか入っておらず、半分の家屋には届かない。消防団員が駆けつけるには30分かかる。団員以外は消火すると言われていたが、現実的ではない。地元で初期消火できるように、少なくとも消防団員O Bは消火栓を使用できるように、行政で何とか対応してもらえないか。	総合事務所で補助等がないと言われたならそのとおりである。消火栓を誰でも使えるようにするのは難しい。ただし、消火栓ボックスの修繕やホースについては、要望として受け止めて行政に伝える。	消火栓付近に設置されているホース格納箱（ホースなど収納品含む）については、合併前に旧町村で設置していたところもありますが、平成17年の市町村合併協議において、市ではホース格納箱を設置しないことに統一したため、町村所有の格納箱を町内会へ無償譲渡しました。したがって、現在は町内会が独自に設置したものも含め、全て町内会の所有となっており、所有者である町内会に維持管理をお願いしています。 なお、消火栓を使用した消火活動については、危険を伴うことから、日頃から訓練を積んでいる消防署や消防団にお任せいただき、市民の皆様からは、十分に安全が確保できる範囲で、消火器や水バケツ等を使用した初期消火や避難誘導をお願いしています。	危機管理課
(10) 18	R3. 11. 10 名立区	消防団員の確保について、これまで親子どもに声を掛けて加入を促してきたことが多かった。地元の消防団に入るべきということをもっとPRし、各家庭でも親から子どもに声を掛けるようお願いしたい。	消防団員のなり手が少なく、消防団の再編成をしている状況である。消防団員になっていただける人が増えるように行政側にも話をしていきたい。	平成31年3月に消防団適正配置検討委員会から団員確保など、消防団の課題への対応に関する提言を受け、消防団自らが「今後の体制・資機材等に関する整備計画」を作成し、随時見直しを行っています。当該計画には、ご意見をいただきました団員確保の取組も盛り込まれており、消防団から鋭意、個別の勧誘活動などの取組を進めていただいているところです。 市としても、町内会や事業所などの関係団体の皆様からも協力いただきながら、消防団が進めているこれらの取組を支援するとともに、いただきましたご意見も参考にさせていただきながら消防団員の確保に関するPRを行うなど、今後も消防団員の確保に努めていきます。	危機管理課
(11) 23	R3. 11. 6浦 川原区	男女共同参画審議会委員になったが、審議過程では、委員が言いつばなしで、採択がない。これでいいのか。	行政に伝える。	今年度8月に開催した審議会については、採択を要するものではなく、各事業の取組や意識調査の項目に関し、委員からご意見をいただくことを目的として開催しました。 次回以降は、それぞれの議事に関して、委員から意見を求める協議事項なのか、審議会としての議決事項なのかについて明確にした上で、会議を開催してまいります。 なお、委員からの意見や質疑等は、各事業の今後の取組を進めていく上で、各担当課等において参考とさせていただきます。	男女共同参画推進センター

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和4年1月時点）	関係課
(12) 24	R3. 11. 8大 潟区	<p>昨冬は大雪により市民生活にも大きな影響を及ぼし、大潟区海岸一体は砂防林が大きなダメージを受けた。県もようやくドローンで調査を始め、その後対策とのことだが、今更現地調査とは遅過ぎるのではないかと。松の木は倒れて、私たちは「みどりの羽募金」でまちづくり事業に参加して、この春、倒れた木を切ったりしているが、実態調査と対策が大変遅れていると思う。上越市は長い海岸線で砂防林があるので、議会から県の方へ強く訴えてほしいと思う。倒れていても、助かる木もあるはずだが、それらがそのまま放置され一夏が過ぎている状態。市も調査しているのだろうかと思うが、現地まで見ているのだろうか。何も手をつけていないことを見ると、放置していると思われる。この秋、松くい虫の問題も顕著に見られた。最近の傾向を見ると、くびきの森林組合が県に頼まれて木を切ったりするが、それは現地で切って、現地で薬で処理してそのまま放置していく。そのまま木々は放置状態なので、そのせいでかなり森林内が荒れ放題である。切った木を処理しないと、私たちも森林内の草刈りがあるのだが、中にも入っていけない。犀潟でも折れた木を切ってくれても、そこに放置したまま。実態調査をして、改善策を検討してほしい。県の調査とあわせて、市からでも、議会からでもぜひ県へ強く申入れをしていただきたい。</p>	<p>大潟区の林の災害については、過去にもご指摘をいただいている。また、しっかりと県に対応してもらおうよう働きかける。市が取りまとめている大雪災害対応の検証結果では、市で担当している、農業でいうとハウスの災害などは検証の中に入っているが、砂防林・立木については県の管轄ということで含まれておらず、そのままになっている状況がある。県ともしっかりと連携して、対応をお願いしていくよう働きかけていきたい。</p>	<p>海岸保安林については、新潟県が被害の実態を把握するためにドローンによる空中撮影と現地調査を行っており、令和3年度末を目途に調査結果が示され、令和4年度以降、保安林整備を行う予定と聞いています。市としても引き続き保安林整備に向け、県に働きかけを行ってまいります。</p> <p>松くい虫の被害にあった樹木の処理については、市が森林組合に委託しており、周辺の松に被害が及ばないよう被害木を玉切りにして、シートで被覆し薬剤処理を行った上で、現地に存置しています。</p> <p>存置した被害木については、搬出すると経費等も掛かることから、松の根の周囲に存置するなど出来るだけ草刈りの支障ならないよう対策を講じてまいります。</p>	農林水産整備課
(13) 26	R3. 11. 9中 郷区	<p>赤い羽根共同募金について、私の住む地域に、1世帯当たり1,000円の募金を求める封筒が各世帯に配布された。募金であるのに金額を指定するのはおかしい。1世帯といっても事情は様々な中で、一律1,000円というのも不平等ではないか。</p> <p>【参考】 （他の参加者が回答）そもそも赤い羽根共同募金は、社会福祉協議会の所管である。1世帯1,000円というのは、おそらく間違いではないかと思う。町内に回っているのは100円である。1,000円という額は町内独自のものかもしれない。確認して整理する。</p>	<p>募金の在り方について、このようなご意見があったことを担当課に伝える。</p>	<p>（赤い羽根共同募金は、上越市社会福祉協議会が事務局を務める「上越市共同募金委員会上越分会」の実施事業であることから、意見について、上越市社会福祉協議会に伝えました。）</p>	総務管理課

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和4年1月時点）	関係課
(14) 27	R3.11.10 名立区	議会だよりを興味深く読ませていただいている。一般質問にもあった子育て支援について、非常に重要であると考えている。子育てジョイカードについても、実際に使用してみて、助かった。コロナにより経済的困窮が拡大している中で、JA女性部としてフードバンク事業に対してお米の寄付をしている。お米は玄米での希望があり提供しているが、精米する必要や運搬の費用がかかる。市としては、フードバンク事業についてどのような対応をしているのか。	活動へのご協力に感謝申し上げます。行政も子ども食堂やフードバンクに対して、お金の支援というよりも、実施団体がどのような状況で困っているのかという情報収集を行っている。現場の活動の中での苦慮を、意見として行政側にも伝えていきたい。	市では、フードバンク事業を行う団体と運営上の課題等について協議を行い、人員確保の面や、物資の保管場所確保の面での課題を解決できるよう、国・県の補助制度の紹介や市施設の提供及び使用料の減免など、取組の強化に向けた支援を行うとともに、支援を必要とされる世帯へ情報を届けるため、児童扶養手当の受給資格のある世帯に対し、現況届の手続き案内等の発送とあわせ、フードパントリー利用案内のチラシを同封して、周知を行ったところです。 なお、精米に係る費用等については、国や県の補助金等の活用や運営ボランティアにより行われています。	こども課
(15) 29	R3.11.6浦 川原区	保育園の民営化に当たり、市の補助制度がないと民営化は困難である。	行政に伝える。	市立保育園の民営化は上越市保育園の再配置等に係る計画に基づき実施してきているもので、移管先事業者が将来にわたって園の運営が可能となるよう、経済的な負担軽減を目的に、建物や土地を無償で譲渡または貸付を行うなどの支援を行ってきているところです。 また、民営化前年度に移管先事業者職員と市職員が一緒に保育を行い保育や調理業務を引き継ぐ「合同・引継保育」を実施しており、市では移管先事業者の人件費を全額負担する補助制度に基づき、支援を行ってきています。 このほか、移管先事業者が円滑に職員を確保できるよう職員採用に係る説明会の実施に対する支援なども行っているところです。	保育課
(16) 35	R3.11.10 名立区	佐渡はお米を無農薬で育てている。ある農薬が子どもたちの発達障害の原因かもしれないとの報道もあった。上越市でも無農薬での栽培を進めていくという考えはあるか。	無農薬栽培は大事なことだと考えている。上越市も、薬剤が環境に与える影響については敏感に考えており、こだわって取り組んでいる。例えば、道路脇の除草については、薬剤の使用を提案したこともあるが、上越市としては環境面からその使用を禁止している。行政側にもご意見を伝えていきたい。	市では、従来から化学肥料及び化学合成農薬の使用を5割以上低減した環境保全型農業に取り組んでおり、実施組織数及び実施面積は、ともに県内で、化学肥料と化学合成農薬を一切使用しない有機栽培で米を育てている面積も県内有数の実績となっています。 有機農業は化学合成農薬が使用できないため、慣行栽培に比べ、除草作業に多くの労力が割かれることから、取組面積の拡大は難しい一面もありますが、安全・安心な農産物の生産を推進するため、市としても引き続き有機農業をはじめとする環境保全型農業の取組を支援していきます。	農政課
(17) 37	R3.11.6浦 川原区	上沼道の工事が進んでいない。議員の責任もある。議員が力を尽くさないと進まない。ひょっとしたら安塚区で止まってしまうのではないかと。国会議員にも責任があると思うが、十日町方面の議員と上越市議会議員で連携して力を尽くせ。山の地肌がむき出しになっており、地震が起これば大変だ。	上沼道はそのとおり。県は環境アセスメントがまだだと言っている。儀明トンネル付近の山並みの地盤が悪く、そこを迂回しないと難しいとのこと。みんなが力を合わせていけば進むだろう。調査を早く進めるよう要望する。	上沼道沿線市町で組織する「上越魚沼地域振興快速道路建設促進期成同盟会」において上越市長は会長を務め、当路線の整備促進に向け先頭に立って要望活動を行っています。また、同盟会には国会議員、県議会議員、各市町の議長に顧問・参与として参画してもらい、議会と行政が一体となって活動しています。 今後も沿線市町が連携して、整備区間の早期完成及び、未着工区間の調査推進、早期着工が図られるよう国、県へ強く要望していきます。	道路課 危機管理課 河川海岸砂防課

行政に伝えた意見に対する行政の対応方針

No.	開催日等	意見等	当日の回答等	行政の対応方針（令和4年1月時点）	関係課
(18) 47	R3. 11. 8大 潟区	放課後児童クラブについて問題を感じている。私は現在、教育補助員として働いていて、小学校と放課後児童クラブでの勤務をしている。夏休みになると私たち教育補助員は一旦、退職させられる。しかし、夏休み期間は子どもたちが多くなって児童補助員が足りないということで、結局また来てくださいと言われる。市のホームページを確認すると、本年7月の時点で児童補助員が10名程度不足と募集がかけられている。この意味は、今年度3月までで、まだ10名程度足りないという意味で、11月になってもこのページの人員募集人数は変わらない。不足を放置し続けるところが疑問である。今、不足であれば、その努力がどう変わっていったのか。放課後児童クラブや保育園だけが人員不足でないと思われる。必要なサービスが行き届かないようであれば、そもそもその人員不足を当たり前にしてほしくない。議会でもしっかりと話し合っほしい。	正規職員、非常勤職員については派遣法に引っかけられないようなための対策なのか分からないが、別の取扱いとして雇用時期などを変えている。ただ、専門的な知識技能を持った方がしっかりと児童たちの放課後の教育、又は世話をするという点で、その対応についてはしっかりと努力していかねばならないと思う。夏休みに大勢の児童が放課後児童クラブを利用する現状、マンパワーがこの状況をしっかりと補うような対応になっていないことは理解するので、教育委員会にもこの意見について伝えていきたい。	教育補助員は、夏休み期間中は教育補助員として従事できる業務がないため、一度任用期間を区切っています。 長期休業時の放課後児童クラブでは、朝から夕方までの長時間運営であることから、児童クラブの会計年度任用職員（パートタイム）や日々雇用職員のほか、任用期間にない教育補助員や介護員の皆さんを、新たに放課後児童クラブ支援員として任用しています。また、放課後児童クラブで勤務する職員の体調不良等による辞職や特別な支援が必要な児童への個別対応などにより必要数が増減することから、通年でハローワークに求人募集を行うとともに、市のホームページにも求人情報を掲載しています。 引き続き、児童クラブを利用する児童の安全安心と健全育成に向け、人員の確保に努めていきます。	学校教育課
(19) 48	R3. 11. 9中 郷区	国や県が令和5年度から本格的に進める中学校の部活動及び小学校の課外活動における外部指導者の採用について、果たして人材が確保できるのか、今後どのように進めていくのか。情報収集に努め、後手に回らぬよう早めに手を打っていただきたい。	9月定例会は令和2年度決算や補正予算の審査であり、関連する項目がなく、直接お答えできる資料は持ち合わせていないが、補正予算で関連する項目があるので報告させていただいた。過去に「中学校学習指導支援事業」があり、こうしたことも今後いかされていくのではと思う。質問の詳細等については、教育委員会から何らかの回答が得られるようにする。	当市においても、近年、少子化に伴う学校規模の縮小や生徒数の減少によって、一部の部活動においては、生徒がスポーツや文化・科学等に親しみ、学習意欲・責任感・連帯感を向上させる本来の機能や役割が失われつつあります。特に集団競技を行う部活動は、部員の確保という観点で、少子化の影響を強く受け、活動に支障を来している部活動もあります。 また、生徒数の減少に伴う教員数減によって、教員数と設置部活動数の不均衡が起り、顧問を配置できないなど、部活動の存続に困難さを抱え、部活動を削減せざるを得ない中学校もあります。 このような現状を踏まえ、当市においても令和5年度から段階的に、部活や種目の準備に応じて、休日の部活動の地域移行を進めていく予定です。現在は県が主催する市町村教育委員会担当者会議での情報収集や市町村間での情報交換を基に教育委員会関係課で検討を行っています。今後は学校との意見交換を行った上で進め方を検討していく予定です。	学校教育課
(20) 49	R3. 11. 9中 郷区	令和5年度からの部活動の指導員について、中郷区では現場の先生方と相談をしていて、かなり話が進んでいる。先生方は子どもたちのために何とか地域の人材で考え、地域もそれに応えようとしている。人材探しが始まっている。議会としてもそれを認識していただきたい。	部活動の指導員については、昨年春日中学校でサッカー部の指導員にモデル的に入っていた。教職員の超過勤務等が減少したが、教職員が自分たちがやらなければならないという責任感もあり、主顧問が17%、副顧問が40%（勤務時間の）削減にとどまっている。現段階ではまだ課題が多い。	部活動指導員については、令和元年度、2年度、春日中学校サッカー部に1人を配置し、モデル事業を実施しました。モデル事業の検証を踏まえ、令和3年度は、7校に各1人、バレーボール、バスケットボール、サッカー、スキー、ソフトテニス、卓球部に配置しています。 これまでの配置により生徒の部活動への意欲の高まりや技術力の向上、経験のない種目を担当する教員の負担感の軽減などの成果が見られた一方、指導員については、技術指導が可能であることや部活動の目的に則した指導が可能であることが重要な条件であることから、学校からの要望に応じた人材確保が課題となっています。市としては、関係課による連携を図りながら人材確保に努めていきます。	学校教育課